長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域(郡山市)に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末などに福島県外への短期の避難を実行した申立人ら(子供1名を含む。)に、短期の避難に要した移動交通費等の一部が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3(あわせて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及 ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 移動交通費(申立人X1及び同X2の分)
- (2) 生活費増加費用(宿泊謝礼)
- (3) 移動交通費 (申立人 X 3 の分)
- (4) 精神的損害(申立人 X 3 の分)

2 期 間

- (1) 上記1の(1) 自平成24年3月1日 至平成24年8月31日 自平成24年12月1日 至平成24年12月31日
- (2) 上記1の(2)乃至(4) 本件事故発生当初の時期

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金183,078円の支払義務があることを認める。

<内訳>

(1) 移動交通費 (申立人X1及び同X2の分) 69,278円

(2) 生活費増加費用(宿泊謝礼) 21,000円

(3) 移動交通費 (申立人X3の分) 52,800円

(4) 精神的損害 (申立人X3の分) 40,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員の うち、金80,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項の1(1)乃至(3)記載の損害項目(ただし、 同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定 めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月19日

(仲介委員 尾野恭史)